

高松市・塩江町合併協議会会議録
第 7 回 会 議

平成 1 6 年 1 月 1 6 日 (金)

高松市・塩江町合併協議会

高松市・塩江町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成16年1月16日(金)午後1時30分開会・午後2時37分閉会

2 場所

塩江町役場2階大会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	野口勉
副会長	中井弘	委員	藤澤久文
委員	廣瀬年久	委員	佐藤好邦
委員	川田史郎	委員	尾形洋一
委員	山田徹郎	委員	河田澄
委員	黒川恵	委員	中村靖
委員	菰渕将鷹	委員	野田法子
委員	中條勲	委員	川田秀夫
委員	梶村傳	委員	蓮井正明
委員	大浦澄子	委員	植田満江
委員	三笠輝彦	委員	大林正孝
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 1人

委員	井竿辰夫
----	------

5 出席幹事 7人

副幹事長	川田史郎(委員兼務)	幹事	黒川裕文
幹事	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	尾形進
幹事	角田富雄	幹事	出原忠憲
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 11人

総務部会長	角田 富雄 (幹事兼務)	市民部会委員	湯浅 祥一
総務部会委員	尾形 進 (幹事兼務)	市民部会委員	中川 仁
消防部会委員		消防部会長	佐伯 眞作
市民部会長	熊野 實	消防部会委員	黒川 守
市民部会委員	出原 忠憲 (幹事兼務)	消防部会委員	矢代 正己
市民部会委員	間島 康博		
市民部会委員	久利 泰夫		

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班長	藤川 幸彦
事務局次長	加藤 昭彦	調整班	安西 正門
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	調整班	松本 修治
総務班長	森田 大介	調整班 兼計画班	松崎 充宏
総務班 兼計画班	林田 競一	調整班 兼計画班	佐藤 扶司子
総務班	黒淵 博美	計画班	山上 龍二

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

協議事項

協議第 9号 都市提携（協定項目第24-1号）について

（第6回会議提案：継続協議）

協議第10号 電算システム事業（協定項目第24-2号）について

（第6回会議提案：継続協議）

協議第11号 広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

（第6回会議提案：継続協議）

協議第12号 消防団の取扱い（協定項目第19号）について

協議第13号 国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

協議第14号 コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について

協議第15号 その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）につい

て

4 その他

高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 年が改まりまして初めての協議会でございますので、一言新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、新年明けましておめでとうございます。平成16年の新春をお健やかに迎えになりましたこととお喜びを申し上げます。また、昨年中はこの合併協議会に一方ならぬ御尽力を賜りまして、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、着実な前進を見せた1年であったと存じます。

いよいよ、ことしは、来年の3月の法期限切れを迎えまして、より一層、頑張って合併協議の棟を上げてまいりたいと、このように思っておりますので、昨年以上の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げ、また、この1年の皆様方の御多幸を祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから高松市・塩江町合併協議会の第7回会議でございますが、開会させていただきます。

本日は、皆様方何かと御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、会議に入ります。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、野口 勉委員さんと蓮井正明委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3「議事」に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の「協議事項」でございますが、協議事項のうち、協議第9号から第11号までの3件につきましては、前回の第6回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますので、本日、事務局からの説明は省略させていただきます。

それでは、協議第9号「都市提携（協定項目第24-1号）について」を議題といたし

ます。

協議第9号につきまして、御質問、御意見等がございましたら、どうぞ御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。特にないようでございますので、協議第9号についてお諮りいたします。

協議第9号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第9号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第10号「電算システム事業（協定項目第24-2号）について」を議題といたします。

協議第10号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんので、協議第10号についてお諮りいたします。

協議第10号につきまして、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、協議第10号につきましても、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第11号「広聴広報事業（協定項目第24-3号）について」を議題といたします。

協議第11号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言ございませんので、協議第11号についてお諮りいたします。

協議第11号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第11号につきましては、原案どおり

とすることを確認いたします。

次に、協議第12号「消防団の取扱い（協定項目第19号）について」を議題といたします。

なお、協議第12号から協議第15号までの4件につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では提案及び協議事項についての説明などを行い、次回の第8回会議において、改めて質疑及び協議を行った上、意思集約を図ることといたします。

それでは、協議第12号について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第12号「消防団の取扱いについて」御説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の10ページをお開き願います。

協議第12号「消防団の取扱い（協定項目第19号）について」でございますが、消防団の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

10ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容を朗読をいたします。

「塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一するものとする。」

以上が提案内容でございます。

その調整内容につきましては、別とじでお配りいたしております附属資料に基づきまして説明をさせていただきますと存じます。

附属資料の方の14ページをお開き願いたいと存じます。別とじの附属資料の14ページでございます。

14ページでございますが、「消防団の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の15ページをお開き願います。

15ページでございますが、まず初めに、両市町の消防団の「組織」について御説明をいたします。

まず、両市町の現況でございますが、高松市の消防団は、現在、6方面隊、26分団で構成をされております。また、階級は7階級に分かれており、合計で806人の定員に對しまして、現員数は768人となっております。

一方、塩江町は3つの分団で構成されておりまして、階級は6つの階級に分かれております。また、64人の定員に対しまして、現在の団員数は63人でございます。

以上のように、両市町の消防団では、その組織、階級及び階級の定員に差がございますが、その「対応策」といたしましては、ページの右側の中ほどの枠の中に記載しておりますとおり、「塩江町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団塩江分団とする。塩江町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。」といたしております。

以上の「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえた「調整案」でございますが、右側の一番下の枠の中に記載しておりますように、「塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。」としたところでございます。

以上が消防団の組織についての「調整案」でございます。

次に、16ページの「消防団員の報酬等」について御説明をいたします。

まず、現況でございますが、そこに記載しておりますとおり、1の「団員報酬」及び2の「出勤報酬等」に差異がございます。

17ページをお開き願います。

3の「退職報償金」でございますが、5年以上の団員に対する退職報償金は、両市町とも同様でございますが、在職年数が5年未満の場合につきましては差異がございます。

なお、4の「公務災害補償」については、両市町とも、同一の基準に基づき支給をいたしております。

恐れ入りますが、16ページにお戻り願いたいと存じます。

このように、両市町では団員の報酬及び出勤報酬等並びに退職報償金の支給基準に差異がございますが、その「対応策」といたしましては、右側の中ほどの枠の中に記載のとおり、「消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一とする。」といたしております。

また、「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえた「調整案」につきましても、同様に、「消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上が消防団員の報酬等についての調整案でございます。

次に、18ページをお開き願います。

18ページでございますが、「消防団員互助共済会」について御説明を申し上げます。

まず、現況でございますが、高松市では消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福

社の向上を目的として「高松市消防団員相互共助会」という組織を設け、消防団員が退団する際の「退団者報償」などの給付を行っております。

一方、塩江町では、このような互助組織はございません。

このようなことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

19ページ、「被服等貸与」についてでございますが、現況欄に記載のとおり、現在、両市町では消防団員に被服等を貸与しておりますが、右側の「問題点・課題」のところに記載しておりますように、その品目・数量に差異があること、また、貸与被服の制式及び表示を統一する必要があることが考えられております。

そこで、「被服の貸与品目や数量等は、高松市消防団の服制基準等に統一する。」ことで対応することといたしてありまして、その「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、20ページの「消防団車両」について御説明をいたします。

まず、現況でございますが、記載のとおり、現在、高松市は合計56台、塩江町は合計5台の車両を保有いたしております。その「問題点・課題」といたしましては、右上の枠の中にご覧のように、「両市町の消防団の車両の装備等に違いがある。」ことが挙げられます。

その「対応策」でございますが、「塩江町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現状どおりとする。」といたしてありまして、以上の点を踏まえ、「調整案」といたしましては、「塩江町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐ。」としたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の11ページをお開き願いたいと存じます。会議資料の11ページでございます。

11ページには、「消防団の取扱い」についての先進地域の事例ということで、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました先進地域10市の状況を記載しております。

この10市のうち、合併協定項目として「消防団の取扱い」が協議された市は9市でございますが、ここには潮来市など6市の事例を紹介いたしておりますが、記載のとおり、いずれも編入する市の消防団に統合することを基本といたしてあります。

なお、呉市と新発田市につきましては、編入する市に消防団を統合した後、組織の再編

整備を行うことといたしております。

また、次の12ページでございますが、12ページには、法定の合併協議会を設置し、現在、合併協議を進めております市町村のうち、高松市と同様の中核市11市の事例を記載しております。

この11市のうちで、既に合併協定項目として「消防団の取扱い」が確認をされました市が、秋田市を初め5市ございまして、このうち堺市を除く4市につきましては、いずれも編入する市の消防団に統合することを基本といたしております。堺市につきましては、新制度に再編し、編入される町の消防団を、現体制で存続することといたしております。

以上、簡単でございますが、協議第12号「消防団の取扱いについて」の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号につきましては、次回会議において、改めて協議を行いますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。こちらの塩江町さんから。

川田（秀）委員 塩江町の川田です。

私ども先般、町内でこの会議のために協議いたしました。その時点で、御案内のとおり、讃岐管内の讃岐広域消防っていうのが組織されております。近くの町と一緒に6町で構成されておるんですが、これらの兼ね合いを、町長、うまくやってくれよというふうなことはお願いしておるんですが、高松の委員の皆さんにも御理解いただいて、どういう結論になるのかわかりませんけれども、そこらの問題が一つあると思うんで、お願いをしておきたいと思います。

議長（増田会長） ちょっと事務局から、じゃあ。

事務局長 事務局から説明をさせていただきますが、ただいまの御意見につきましては、合併協定項目としては別の、一部事務組合等の取扱いというところでの協議事項ということになります。御意見いただきましたことを十分に念頭において、担当部署で協議をさせていただくということにいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに、はい、どうぞ。

菟淵委員 高松の菟淵でございます。

今、川田委員さんから発言がありましたとおり、常備消防と団の密接な関係がありまして、その分は協議項目外ということもありますけれども、重要な問題ですので、これから

慎重に議論していただくということと、塩江町、この案で、高松市消防団に入っていただけというようなことで、そうなった場合に、今までの塩江町の団員さんの経歴とかそういうのも全部生かされるようになるんですか、どういうふうになるんですか。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問につきましては、消防団の取扱いについての調整をいたしました消防部会の方からお答えを申し上げたいと思いますので、よろしく願いします。

佐伯消防部会長 消防部会、高松市消防局の佐伯でございます。

今後の塩江町消防団の取扱い等についてでございますが、まず1点目の、例えば退職した場合の退職報償金の取扱いというのが一番大きな問題で出てまいりますけれども、それにつきましては、法令の方で、1年以上在職している場合には、元階級、もとの階級でそのまま算定されるということになっております。

それから、今後の運営で、塩江町の消防団の編成とか、それから階級につきましては、なお今後、詰めていかなければならないと思いますが、ただし、高松市でも各分団によって差異がございますように、地域性ですね、山林を持っているところ、海辺のところ、市街地、農村地域、それぞれ高松市の分団でも違いますので、当然、地域の消防事情に合うような体制づくりに沿うような編成をしてみたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

菟淵委員 それと、やっぱり在籍年数とか、ああいうのが同じように塩江町の消防団の経歴と、高松へ編入された場合も、それがずっと実績で加算されるのかどうか、その点もちょっとお聞きします。

佐伯消防部会長 その扱いは、例えば表彰なんかでもございますけれども、やはりある程度は均一に……、すべて平等というわけにはいかないと思います。やはりある程度は、先ほども言いましたように、地域性とかそういうところを加味いたしまして進めていかなければならないと思います。昭和41年の高松市と山田町の消防分団の合併のときも、しばらくは猶予規定みたいなものを設けたというふう聞いておりますので、そのようにしたいと思っております。

議長（増田会長） ほかに何かございませんか。

はい、どうぞ。

佐藤委員 塩江の佐藤でございます。

消防の体制について、ちょっとお願いをしたいと思います。

私の方は、もう御存じのとおり団員の中でも、町職員というものが、相当、中に、団員に含まれております。合併に伴いまして、やはりその部署の変動というのが確かにあると思います。そうなりますと、日中の火災であるとか、また災害時におきまして、非常に手薄になるということも十分に考えられます。したがって、やはり至近距離になります山田であるとか、菅沢、植田、そのあたりとの分団との連携がスムーズにいけるように、これは特にお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

森谷委員 済みません、高松の森谷です。

直接というよりは関連になるんですけども、今後、地域力というか、その感じで、自主防災の方を高松も力を入れておりますけども、その現状、塩江とのその関連、今後どのように考えられてるのか。

議長（増田会長） 自主防災組織について、塩江町の状況です、現状……

森谷委員 済みません、じゃあ高松と塩江の両方を、現況をお願いできますか。

中井副会長 塩江の方から、一応、今御質問の自主防災組織の関係ですけども、その現状だけをお知らせをしておきたいと思うんです。この自主防災組織については、先だっても内部でいろいろ協議もしたんでございますけれども、従来から強化していこうという考え方でやってはきておるんですが、比較的、塩江町は、御存じのとおり高齢者、非常に高齢者率が高いので、組織をする上に非常にネックになっておるといようなこともあるわけですけども、県下でもやはり自主防災組織が弱体という状況のワーストの中へ入るわけなんで、低い方の方へ入るわけなんで。

それで、この間もこういうような状況になって、先ほど佐藤委員の方からも質問をいただきましたように、今の消防団員の中の3分の1ぐらいが町の職員であるというような中です。それで、市の職員になり、配置替え等で、やはり地元が手薄になるんでないか、というような心配もありましたので、そういうことも兼ね合わせながら、この合併までに1年は最低ございますので、できるだけ各自治組織の中で自主防災組織を育成しておいていこうと。震災の関係も考え合わせながら。そういうことで、一応、内部ではそういう意見でまとめておるわけでございますけども、どこまで実現できるか、できるだけ努力は、せ

ないかんというふうに思っております。

森谷委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） それじゃ、高松の状況をちょっと紹介してください。

佐伯消防部会長 佐伯でございます。

高松市につきましては、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年から取り組みまして、現在のところ、自治会を組織している世帯数の比率で言いますと約20%で、まだまだ少ないところでございます。

本市の自主防災組織づくりのコンセプトというのは、ただ災害だけでなく、その地域で安心して、あるいは明るく豊かに生活ができるということで、自主防災だけでなく、高齢者福祉とか教育問題とか環境問題とか、いわゆる地域コミュニティ活動の一つとしてとらえていきたい、そういう方針で、現在、育成に取り組んでいるところでございまして、塩江町さんもそういう方面でお互いに協力していただきたい、そのように思っております。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

藤澤委員 塩江町の藤澤です。

先ほど広域消防の件に関しては、一部事務組合で協議すると言われましたけど、これについては、この消防団の取扱いと同時に広報に載せるぐらいに協議を進めていただかないと、一般の人が、この協定項目第19号だけを解釈したら、今回の直島の山火事のように、高松市が応援に来てくれるとしか解釈しないと思うんですよ。その分も含めて、早目に協議してください。

議長（増田会長） その件について、じゃあ事務局から。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、先ほど申し上げました一部事務組合等の取扱いの中での協議事項ということになっております。ただいまの御意見のように、消防団の取扱いと同時並行で検討、協議すべきだという御意見でございますが、御承知のとおり、一部事務組合につきましては、讃岐地区広域消防組合以外にたくさんございます。それら全般の一部事務組合との兼ね合い、整合性等もございまして、一部事務組合等の取扱いの中で、全般的な考えのもとに消防の問題も取り上げて考えていくということになるかと思っております。

同時に協議すべきだということについては、重々わかっておりますが、既に実際に協議は進めております。まだここへ提案できる状態にはなっておりませんが、協議は進めてお

りますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、なお、先ほど防災関係ですね、自主防災組織関係についての御意見がございましたが、この取り扱いにつきましては、合併協定項目24-20、「消防防災関係事業」というところで消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議をするということになっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。できるだけ期間を置かずに、常備消防の広域組合の話が出せるようにしてもらいたいと。それはどんな予定になっとるん、まだ今のとこ全然予定はわからんの。

佐伯消防部会長 佐伯でございます。

この件につきましては、もう先月来、担当の方を通じまして、塩江町さんをお願いなり要望は申し上げているところでございます。御存じのように、塩江町さんの消防業務というのは、讃岐地区広域消防組合、庵治・牟礼・三木・香南・塩江・香川、6町で常備消防本部を組織いたしまして、消防業務を担当しておられます。今後の消防体制をどうするかということでございますけれども、私どもは、やはり消防というのは地域の住民の生命、財産を守るということございまして、消防行政の基本、根本的な問題だと、そういうふうに認識しておりまして、当然地方行政の基本といえますか、真っ先に取り組まないかん行政項目だというふうな理解はいたしております。

ただ、しかし、現在のところ、讃岐消防を構成しております6町の、それぞれの町の今後の合併に対する取り組み、動向、これがまだいろいろはっきりしていない、そういう時期でございますので、先ほど言いましたように、基本的には地方行政の基本的な課題でございますので、当然、高松市が塩江町の消防行政についてもやらないかんのは当然でございますけれども、その合併の動向がはっきりするまでは、当分の間、現在の体制、すなわち讃岐地区広域消防組合に常備消防業務をお願いするというところでございます。すなわち、企画立案、消防行政の推進、すべて讃岐地区広域消防組合にやっていただいて、それに要した費用をお支払いする、そういう事務委託の考え方を、担当を通じて塩江町側をお願いいたしまして、塩江町側の方も、組合の会の方にお申し入れをいただいたというようなことを聞いております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

中井副会長 今の、その広域消防の関係ですけれども、まだ、はっきり決定はしておらんわけでございますけど、先だっても讃岐広域の議会でもこの話題が出たわけなんです。それで、一応、今、市の方からおっしゃられたようなことで、市から讃岐広域へ委託をするという方式でというお話を議会でも申し上げたんですけれども、議会の方は、できることならば、組合の中へ高松市も入ってきていただきたいというような意見があるわけなんです。それで、その辺の調整というのは今後の課題であると思いますけれども、いずれにしても、私が塩江町の町長として申し上げておきたいことは、従来のいわゆる広域消防、常備消防のサービスが変わらないように、塩江町の地域では、そのような措置をお願いしたいというのが私のお願いなんです。

それで、組織や、それから運営の方法等については、これからの問題であると思いますけれども、広域消防、讃岐広域の方も大体従来のような方式でということは考えていただいておりますし、いただけるような状態だと私も思っております。今後、高松市の方でも十分そういう意味で、塩江町のいわゆる常備消防のサービスが従来と変わらないようなことを、できるだけひとつお願いをしたいというように思っておるわけです。

議長（増田会長） ほかに何かこの件でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） よろしゅうございますか。なお、ありましたら、また次回で十分審議しますので。それでは、協議第12号につきましては、次回の第8回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行いたいと存じます。

次に、協議第13号「国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第13号「国民健康保険事業の取扱いについて」を御説明いたします。

会議資料の13ページをお開き願います。

協議第13号「国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について」でございますが、国民健康保険事業の取扱いを次のとおり決定することについて協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

13ページの中ほど、枠で囲った分でございますが、「国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としております。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明をいたします。

恐れ入りますが、附属資料の方の21ページでございます、21ページをお開き願いたいと存じます。

21ページ、「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の22ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、両市町の国民健康保険（料・税）の賦課等について御説明をいたします。

現況でございますが、高松市は保険料として賦課いたしておりまして、2の「賦課期日」は毎年4月1日、3の「賦課方式」につきましては、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの方式で賦課いたしておりまして、この所得割などの税率等は、4「税率等」の欄に記載のとおりでございます。また、5の「納期」は年8回でございます。6の「法定軽減制度」につきましては、各世帯の前年の総所得金額等に応じ、7割軽減から2割軽減までの3つの段階に区分いたしております。

一方、塩江町でございますが、保険税として賦課いたしておりまして、2の「賦課期日」、3の「賦課方式」、5の「納期」、6の「法定軽減制度」は高松市と同様でございますが、4の「税率等」に差がございます。

23ページをお開き願います。

23ページの7の「減免制度」でございますが、高松市、塩江町ともに減免制度はございますが、高松市では、天災その他災害を受けた者等に対しまして、市で定められた取扱基準に基づき減免措置を講じております。

一方、塩江町では、減免に当たっての特段の取扱基準は定めておりません。

また、8の「徴収方法等」につきましては、高松市は、保険料を滞納している世帯について、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問いたしまして収納いたしておりますが、塩江町では、職員が直接臨戸訪問を行い、徴収しております。

以上が「国民健康保険（料・税）の賦課等」の現況でございます。

もとの22ページにお戻り願います。

この「問題点・課題」といたしましては、ページ右上の枠の中に記載しておりますが、「保険税と保険料の違いにより、その法令等が異なる。税率等が異なっている。徴収方法

が異なる。」の3点が挙げられます。

これらの問題点・課題に対する「対応策」でございますが、中ほどの枠の中に記載しておりますとおり、「塩江町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。税率等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしております。

以上を踏まえました「調整案」でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

なお、この調整案にもございます「合併年度」について、若干補足の説明をさせていただきます。

御承知のとおり、本協議会では、昨年7月に開催いたしました第2回の会議におきまして、合併の期日を、「現時点において、平成17年3月31日を目標とする。」こととし、具体的な期日につきましては、今後の協議の進捗状況を踏まえ、改めて提案することといたしておりますが、仮に、両市町の合併が、現時点での目標である「平成17年3月31日」に行われました場合は、合併年度とは、「平成17年3月31日」の1日だけということになります。この点、念のため申し添えておきたいと存じます。

次に、資料の24ページをお開き願います。

24ページ、「国民健康保険の健康推進事業」について御説明をいたします。

まず、高松市の現況でございますが、1の「人間ドック助成」につきましては、国保に1年以上継続加入しており、かつ、保険料を完納している満40歳以上の被保険者に対して、1人当たり1年度につき2万5,000円の助成を行っております。

一方、塩江町におきましては、国保の資格の有無にかかわらず、満35歳以上の住民に対し、1人当たり高松市と同額の2万5,000円を助成いたしております。

次に、脳ドックの助成でございますが、高松市では保険料完納など人間ドックの助成対象者と同一の要件を満たす市民に対しまして、1人当たり2万5,000円の助成を行っております。

一方、塩江町につきましては、現在のところ脳ドックの助成は行っておりません。

このような両市町の現況についての「問題点・課題」でございますが、右上の欄に記載しておりますように、「塩江町においては、国保被保険者以外も人間ドック助成の対象としている。人間ドックの助成対象年齢が異なる。塩江町には脳ドック助成制度がない。」の3

点が挙げられます。

これらの問題点・課題に対する「対応策」につきましては、中ほどの枠の中にございますように、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の人間ドック及び脳ドック助成の制度に統一することにより対応することといたしております、「調整案」といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

25ページ、「出産育児一時金」について御説明をいたします。

まず、現況でございますが、記載しておりますとおり、出産育児一時金につきましては、5の「支給期日」が異なっておりますが、その他の受給対象者を初め、その他の項目は同一でございますことから、「調整案」といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、26ページの「葬祭費」について御説明をいたします。

この葬祭費につきましても、1の「受給対象」、3の「給付の手続き」、4の「給付方法」は両市町ともほぼ同内容でございますが、2の「給付額」が、高松市は1件当たり5万円、塩江町は3万円と差がございます。また、5の「支給期日」にも若干差がございます。

このような現況を踏まえました「調整案」でございますが、右下の枠の中に記載しておりますとおり、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

27ページは「高額療養費貸付制度」でございますが、高松市では、国保料を完納していることなどの要件を満たす被保険者に対し、高額療養費相当額の9割を無利子で貸し付ける制度を設けております。

一方、塩江町では、高額療養費に係る貸付制度はございませんことから、調整案につきましては、右下の枠の中に記載しておりますとおり、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

以上で附属資料の説明は終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の14ページをお開き願いたいと存じます。

14ページでございますが、ここには「国民健康保険事業の取扱い」についての先進地域の事例といたしまして、先ほどと同様に、平成11年度以降に編入合併いたしました1

0市の状況を記載しております。

この10市のうちで、合併協定項目として「国民健康保険事業の取扱い」が協議された市は5市ございます。廿日市市・新居浜市・野田市の3市につきましては、編入する市の制度に統一することを基本といたしております。また、大船渡市は、合併の行われた翌年度から新たに税率を設定するとともに、保険給付・保険事業の取扱いについては、合併年度から給付水準の高い自治体に統一することといたしております。また、新発田市につきましては、両市町の制度内容に差がございます人間ドック助成について、統一した新しい制度を設けるということといたしております。

次の15ページには、先ほどと同じく、先進事例といたしまして中核市11市の事例を記載しております。11市のうちで、既に合併協定項目として「国民健康保険事業の取扱い」について確認をした市は4市ございます。ここには秋田市と高知市、2市の事例を記載しておりますが、まず、秋田市につきましては、基本的には合併時に編入する秋田市の制度に統一することとして、なお、差のある制度につきましては、合併の行われた年度は現行どおりとし、翌年度から秋田市の制度を適用することといたしております。

また、高知市につきましては、合併の行われる年度は現行どおりとし、翌年度から高知市の制度を適用することといたしておりますが、保険料率につきましては、高知市の制度を基本に新たに定めることといたしております。その他、はり・きゅう施術費の助成制度など、高知市と編入される村の制度内容が異なる事業についても、個別に確認をいたしております。

以上が協議第13号「国民健康保険事業の取扱い」についての説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号につきましても、次回会議で改めて協議を行います。特に何か、この際、御質問等ございましたら、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にございませんか。特にないようでございますので、協議第13号につきましては、次回第8回会議において改めて質疑及び協議を行い、意思集約を行うことといたします。

次に、協議第14号「コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第14号「コミュニティ施策について」御説明をいたします。

まず、会議資料の16ページをごらんいただきたいと存じます。

16ページでございますが、協議第14号「コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について」でございます。コミュニティ施策を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容につきましては、16ページの中ほど、枠で囲った部分のとおり、「コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。」といたしております。

その調整内容につきましては、先ほどと同様に、附属資料の方で説明させていただきたいと存じます。

附属資料の28ページでございます。28ページをお開き願いたいと存じます。

28ページでございますが、「コミュニティ施策について」に関する資料でございます。次の29ページをお開き願います。

まず初めに、「自治会活動推進事業」について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、高松市は1の「自治会の概要」に記載のとおり、校区ごとに35の連合自治会を組織しております。

一方、塩江町につきましては、現在のところ、連合自治会は組織されておられません。

また、単位自治会の数、加入世帯数、加入率につきましては、記載のとおりでございます。

次に、2の「自治会活動支援補助」でございますが、まず、高松市では各地区（校区）連合自治会に対する補助といたしまして、1世帯当たり165円を補助するとともに、1単位自治会当たり年間2,000円の補助を行っております。

一方、塩江町につきましては、単位自治会に対しまして、1世帯当たり年間1,500円を補助するほか、単位自治会の会長に対し、世帯数等に応じて報償金を支出するとともに、自治会長会に出席した際、1回当たり3,500円の報奨金を支出いたしております。

次に、3の「自治会加入・結成促進奨励」でございます。高松市では、新たに世帯が単位自治会に加入した場合や新たに単位自治会を結成した場合に、1世帯当たり2,000円を補助いたしておりますが、塩江町では、このような補助制度はございません。

以上が両市町の「自治会活動推進事業」の現況でございます。これら現況の「問題点・

課題」につきましては、右上の枠の中に記載しておりますとおり、2点ございます。まず、「塩江町においては、連合自治会が組織されていない。」次に、両市町で「自治会活動への支援補助の内容が異なっている。」の2点でございます。

次に、その「対応策」でございますが、その下の枠の中に記載しておりますとおり、塩江町において合併時までに連合自治会の組織化を促すとともに、両市町で差異がございます自治会活動に対する支援補助等につきましては、高松市の制度に統一することといたしております。

以上の「問題点・課題」及び「対応策」を踏まえまして「調整案」でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページは、「地域コミュニティ推進事業」でございます。高松市では、「地域コミュニティ構築支援事業」、「まちづくりアドバイザー設置事業」、「地域まちづくりサポーター制度」の3つの事業によりまして、地域コミュニティの推進を図っております。

一方、塩江町には、現在のところ、同様の制度はございませんことから、「調整案」といたしましては「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、31ページをお開き願います。

31ページは「広報紙等配布業務」についてでございます。

まず、高松市の現況でございますが、現在、高松市では、基本的には市から委託された業者が自治会長宅へ広報紙を宅配する形で、月2回、広報紙を各世帯に配布いたしております。1回1世帯当たり5円の配布手数料を支払っております。

また、広報紙配布時の傷害保険の経費といたしまして、連合自治会連絡協議会に対しまして、傷害保険料の相当額を補助いたしております。

一方、塩江町につきましては、職員が自治会長宅に広報紙を宅配する形で、5月、6月、7月については月2回、その他の月については1回、広報紙を配布いたしておりますが、この広報紙配布に伴う手数料等は支出いたしておりません。

また、広報紙配布時の傷害保険につきましては、町が加入し、その経費を負担いたしております。

以上が広報紙等配布業務の現況でございますが、その「問題点・課題」といたしまして、両市町で広報紙の各世帯への配布方法、回数が異なりますほか、高松市のみ配布手数料が支出されていることが挙げられております。「調整案」といたしましては、「高松市の制度

に統一する。」といたしたところでございます。

次に、「地域ふれあい交流事業」について御説明をいたします。

32ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、高松市では各地域の創意工夫により、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくりを実施する団体に対しまして、事業費の2分の1以内、50万円を限度に助成を行っており、ちなみに、14年度におきましては、合計で26地区において夏祭りや運動会、ウォークラリーなどの「地域ふれあい交流事業」が行われております。

一方、塩江町では、現在のところ、このような事業は実施しておりませんことから、その「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、33ページをお開き願います。

「防犯灯設置等補助事業」について御説明いたします。

まず、1の「防犯灯新設工事等」でございますが、高松市では、自治会が防犯灯を新設する際に全額を補助するとともに、白熱防犯灯から蛍光防犯灯への切替工事、さらには防犯灯の移設・補修工事を行う際に、補助を行っております。

一方、塩江町では、新設時に補助を行っておりますが、切替・移設・補修工事に対しては、助成制度はございません。

次に、34ページにまいりまして、2の「防犯灯維持管理」でございますが、高松市では、防犯灯の電気料金に加え、蛍光防犯灯等の管球類を交換する際に、要した経費の全額を補助いたしております。

一方、塩江町では、防犯灯の維持管理について、電気料金の一定額の補助を行っておりますが、管球類の交換時の補助制度はございません。

このように、現在、両市町では「防犯灯設置等の補助事業」の補助対象及び補助金額が異なっておりますが、その「調整案」といたしましては、33ページの右下の枠の中に記載しておりますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、35ページをお開き願います、

35ページ、「安全で安心なまちづくり推進」について御説明をいたします。

まず、現況でございますが、高松市では市・市民及び事業所が協働して犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るため、「高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」を推進母体といたしまして、昨年9月に施行した「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」

の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、市民に周知するなどの啓発活動を実施いたしております。

一方、塩江町では、現在のところ、このような事業は実施いたしておりませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、36ページをごらんいただきます。

「高松市ボランティア・市民活動センター」でございます。

高松市では、市民と行政がともに考え、活動する「協働」の場として、平成13年の1月に高松市内の田町に「高松市ボランティア・市民活動センター」を設置いたしまして、NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための各種の事業を展開いたしております。

なお、このボランティア・市民活動センターの管理運営につきましては、平成16年度からNPO法人へ委託をすることといたしております。

一方、塩江町におきましては、現在のところ、同種の事業は実施いたしておりませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

「消費者行政の推進」について御説明をいたします。

まず、現況でございますが、高松市では37ページから38ページにかけまして記載しておりますように、「消費者ウィーク事業」を初め、消費者行政の推進を図るため、各種の啓発・情報提供事業等を行っております。

一方、塩江町では、現在のところ同様の事業は実施しておりませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の事業を適用する。」といたしたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の17ページをごらんいただきたいと思います。

17ページでございますが、ここには「コミュニティ施策」についての先進地域の事例を紹介しておりますが、まず、平成11年度以降に編入合併した10市の状況でございます。

この10市のうちで、合併協定項目として「コミュニティ施策」が協議された市は5市ございまして、ここには参考事例といたしまして、そのうちの4市の協定内容を記載して

おります。大船渡市を除く3市につきましては、表現に差はございますものの、いずれも編入する市のコミュニティ施策に統一することを基本といたしております。

次の18ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市11市の事例を記載しております。11市のうちで、既に合併協定項目として「コミュニティ施策」が確認をされました市は、秋田市、長崎市、鹿児島市の3市でございます。これらの3市につきましても、経過措置の有無はございますものの、いずれの市におきましても、編入する市のコミュニティ施策に統一することを基本といたしております。

以上で協議第14号「コミュニティ施策」についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号につきましても、次回会議で改めて協議いたしますが、案件の趣旨、内容等について御質問等がございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

河田委員 河田ですが、すべての事業が自治会を中心に、高松市の場合、特に連合自治会がやっておるわけですが、塩江町の場合、この連合自治会組織は合併までに結成されるのか、合併までそのままいくのか、大体どんなお考えでしょうか。

議長（増田会長） じゃあ、事務局から。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、先ほどの調整案の中にも若干書いておりましたが、塩江町においては、現在、連合自治会の組織はございませんので、連合自治会の組織化を促すというようなことで、これから合併時までに連合自治会の組織をおつくりいただくということで考えております。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第14号につきましては、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を行いたいと存じます。

次に、協議第15号「その他の事業（女性政策）（協定項目第24 - 24号）」について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第15号「その他の事業（女性政策）」について」

御説明をいたします。

会議資料の19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページ、協議第15号「その他の事業（女性政策）（協定項目第24 - 24号）について」でございますが、その他の事業（女性政策）を次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容につきましては、19ページの中ほどの枠で囲った部分のとおり、「女性政策については、高松市の制度に統一する。」といたしております。

その調整内容につきましては、附属資料の方で説明させていただきます。

附属資料の39ページをごらんいただきたいと存じます。

39ページ、「その他の事業（女性政策）について」に関する資料でございます。

次の40ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、「男女共同参画啓発事業」について御説明をいたします。

現況でございますが、高松市では、平成9年12月に男女共同参画都市宣言をいたしております。この都市宣言の趣旨を踏まえ、人権啓発週間及び男女共同参画週間において各種の啓発活動を行うほか、高松市女性センターの実施する事業を委託しております任意団体である「高松市女性センター登録団体ネットワーク」を中心といたしまして、ワークショップやパネル展などを内容とする「男女共同参画市民フェスティバル」を開催いたしております。

一方、塩江町は、現在のところ、同様の啓発事業は実施いたしておりませんことから、「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次の41ページをお開き願います。

41ページは、「男女共同参画プランの推進」でございますが、そこに記載しておりますとおり、高松市では平成14年度からの5カ年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定いたしております。このプランに登載された各種施策の進行管理を行うほか、市民の視点からプランの進捗状況を点検することなどを目的として設置されました「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動の支援を行っております。

また、女性行政について、調査・情報収集事業を、平成14年度から16年度までの3カ年の期間で実施をいたしております。

一方、塩江町は、同様の事業は実施しておりませんことから、「調整案」といたしまして

は、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

次に、42ページをごらんいただきたいと存じます。

42ページ、「女性センター事業」でございますが、高松市では平成7年8月に開館いたしました高松市女性センターにおいて、学習研修事業や相談事業など、各種の事業を実施しております。

なお、この「女性センター事業」につきましては、記載しておりますとおり、平成12年度から、先ほど申し上げました高松市女性センター登録団体ネットワークに委託し、実施しているものでございます。

一方、塩江町におきましては、同様の事業は実施しておりませんことから、その「調整案」といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、43ページをお開き願います。

43ページ、「女性団体育成事業」について御説明をいたします。

まず、両市町の現況でございますが、高松市では、地区婦人会など20団体で組織された「高松市婦人団体連絡協議会」に対する活動の支援として、本年度におきましては60万円の補助金を交付いたしております。

一方、塩江町でございますが、女性団体2団体に対しまして、合計で9万円の補助金を交付いたしております。

このように、両市町の女性団体に対する支援内容については差異がございますが、「調整案」といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の方の20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページでございますが、ここには女性政策につきまして、中核市11市の事例を記載しております。11市のうちで、既に合併協定項目として女性政策が確認をされました市は、秋田市と鹿児島市の2市でございます。記載しておりますとおり、いずれの市におきましても、合併時に編入する市の女性政策に統一することといたしております。

以上で協議第15号「その他の事業（女性政策）」についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号につきましても、次回会議で改めて協議を行いますが、何か、この際、御質問等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

植田委員 塩江の植田でございます。

今、ちょっと資料を拝見していて不安を感じたんですが、婦人会活動の件なんです。塩江婦人会は、今まで地域に根差した活動をしてまいりまして、その活動補助金として9万円をいただいていたんですが、合併いたしますと、高松市婦人会の中の塩江ということになるかと思えます。それで、高松市に統一するというところでございますので、単純に考えると、補助金というのはなくなってまいります。

それで、勉強不足でまことに申しわけないんですが、高松市婦人会さんの内容というものはわかりませんので、こういう意見を出すのはちょっとピント外れかとも思いますが、合併することによりまして、この塩江婦人会というような会員数の少ない団体が、補助金もなくなりますので成り立っていかなくなるということのないように、御配慮なり、お気にとめていただけたらと思えますので、ちょっと一言お願いいたします。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 その件については、部会の方から御説明をお願いします。

中川市民部会委員 市民部会の中川でございます。

先ほどの御質問でございますけれども、高松市の現況の方で御説明させていただいたわけですが、高松市は20団体が加入しております高松市婦人団体連絡協議会に対しまして補助を行っている制度でございます。単位の婦人会には、現在、補助は行っていないというような状況でございます。だから、今後も、今の女性団体の育成につきましては、この協議会に補助をしていくというような格好になるかと思えます。だから、これ任意でございますので、また今後、検討していただきまして、婦人団体の方に加入していただけるように御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

植田委員 また高松市の婦人会長さんに御指導いただきながらやっていきたいと思えます。

野田委員 わかりました。

植田委員 よろしく。

野田委員 失礼します。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

野田委員 塩江の婦人会さんが私どもの婦人会の方に御参加いただけるのは大変うれし

く思っております。また、塩江町の状況としては、塩江町としての予算ですわね。ですから、もし任意団体ですか、高松市に統合するとしたら、2つの団体がばらばらで入るようになるのでないかなとちょっと思いますけど、また今後、よりよい方向で御相談に乗っていただきたい、行政の方にもよろしくお願ひしたいと思ひますので。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃ、協議第19号につきましても、次回で改めて協議を行いたいと存じます。そして、意思集約いたしますので、よろしくお願ひします。

会議次第4 その他

議長（増田会長） 次に、会議次第4の「その他」でございます。「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定」について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 事務局から御説明をいたします。

会議資料21ページにございます「高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定」でございます。

次回、第8回会議につきましては、来月2月12日の木曜日の午前10時から、高松市役所の13階大会議室で開催を予定いたしております。

また、第9回の会議につきましては、4月に、場所は高松市役所で開催の予定でございます。今後の日程が決まり次第、各委員さんには御連絡させていただきたいと存じます。

なお、会議の案内状につきましては、従来どおり会議での協議事項を記載いたしまして、会議開催日のおおむね1週間前に送付いたしますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からの「その他」の説明でございましたが、そのほか皆様方の方で、この際、何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

はい、どうぞ。

中村委員 中村でございます。

もっと早く発言すればよかったんですが、今、塩江町の植田さんがおっしゃられた件は、塩江町の婦人会にとりましては非常に重要な意味があるんじゃないかと思っております。そんなふうを受けとめます。特に市街化している高松の真ん中あたりと比べてみますと、塩江というこの地域にありましては、やはり婦人会活動というものが地域コミュニティをつく

っていく上でも非常に重要な役割を果たしてきているものと思います。十分重く受けとめていただきたいというふうな気持ちがありましたので、申し上げておきます。

議長（増田会長） わかりました。

ほかに何か、この際、ございましたらどうぞ。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、以上で本日の会議日程をすべて終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議ありがとうございました。

これをもちまして、高松市・塩江町合併協議会第7回会議を閉会させていただきます。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後 2時37分 閉会

会議録署名委員

委員	野口	勉
委員	蓮井	正明